

煙火打上げ届出書

概 要	煙火打上げ又は仕掛けを行おうとする場合に消防署へ届出書を提出します。
手続き内容	対 象 者：煙火（がん具用煙火を除く）の打上げ・仕掛けを行おうとする方。 提出時期：行為を行う日の3日前まで。 受付時間：随時 提出部数：正副2通
必要書類	打上げ・仕掛け場所の略図
根拠法令	交野市火災予防条例第68条 交野市火災予防条例施行規則第8条
その他	<ul style="list-style-type: none">・乾燥注意報、火災気象通報が発令された場合は注意して行ってください。・火災警報が発令された場合は、実施する事ができません。・「火薬類取締法」に基づき、消防本部予防課・消防署警備課の双方に届出書の提出が必要になる場合があります。（消費する数量で決まる）
申請・問い合わせ先	交野市消防署 警備課
電話番号	072-892-0013（警備課直通）